平成２１年（フ）第１０２号
山形県酒田市亀ケ崎４丁目19番４号、前住所山形県天童市三日町１丁目２番８号スイートコーポ202号
債務者　石川　友則
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第３３７号
福島県伊達市沢田字19番地１　市住101
債務者　篠木　智秋
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３７７号
福島県伊達市下志和田42番地５
債務者　村上ひろみ
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３３７号
茨城県筑西市築地249番地
債務者　日向　和久
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３３９号
茨城県古河市上大野1412番地６、前住所大阪府東大阪市稲田上町１丁目５番４―605号
債務者　高木　正哉（旧姓泉岡）
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３４１号
茨城県猿島郡境町2164番地７東京三谷セキサンＢ棟304号
債務者　人見　康之
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３４２号
茨城県古河市久能1139番地１、前住所茨城県古河市久能746番地25
債務者　大塚　淳子（旧姓印出）
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３４４号
茨城県常総市水海道天満町4816番地　セラプールＢ―206
債務者　須渕　　實
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３４６号
茨城県結城市大字結城13805番地プロムナードベル507、前住所茨城県結城郡八千代町大字蕗田473番地２
債務者　土岐　妃美（旧姓竹垣）
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３４８号
茨城県古河市東本町４丁目７番12号　レオパレスソレイユガーデン201号室、前住所茨城県古河市常盤町８番15号　サンクレイドル古河203号室
債務者　舘野　博宣
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３５０号
茨城県桜川市真壁町椎尾1793番地30　２号棟２―１
債務者　今泉　伸敏
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３５１号
茨城県桜川市真壁町椎尾1793番地30　２号棟２―１
債務者　今泉　京子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３５５号
茨城県筑西市玉戸1336番地10
債務者　山崎　勝敏
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第５３７号
埼玉県東松山市神明町１丁目７番31号
債務者　八田　弘司
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５４４号
埼玉県本庄市北堀1874番地１
債務者　乾　　徹
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第６１６号
石川県石川郡野々市町矢作４丁目23番地　県営住宅８棟７号
債務者　秦　浩一郎
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６２０号
金沢市八日市出町475番地２、従前の住所金沢市西金沢４丁目38番地４
債務者　大西　孝昌
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
金沢地方裁判所